

タクシー運賃

身 知 精 児

対象・内容

身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けている方がタクシーを利用すると運賃が割引になります。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も一部のタクシーを除き、割引になります。乗務員にお尋ねください。

●割引率

10%割引（福祉タクシー利用券を利用した場合にも割引が受けられます。）
必ず乗車時に手帳に貼付された写真を呈示してください。

窓口 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 電話 3264-8080

福祉タクシー利用券の交付

身 知 児

内 容

障害のために歩行困難な方が、区の委託したタクシーに乗車したとき、乗車料金を補助する福祉タクシー利用券を交付します。（月 500 円券 6 枚、100 円券 5 枚交付）

対 象

次のいずれかの障害がある方。
 (1) 下肢、体幹機能障害 1～3 級
 (2) 視覚障害 1・2 級
 (3) 内部障害 1 級
 (4) 愛の手帳 1・2 度

●備考

利用券は、新規申請者（新規手帳取得者および転入者等）については、申請のあった月から交付します。なお、それ以降は、毎年 3 月下旬頃、引き続き対象となる方へ利用券を郵送しますので、改めて申請する必要はありません。※ガソリン券（自動車燃料費助成）との選択制です。

窓口 ●（申請窓口） 障害者支援課 障害者支援係
電話 5742-6707 FAX 3775-2000
●（交付窓口） 品川区社会福祉協議会
電話 5718-7171 FAX 5718-7170

リフト・寝台付福祉タクシーの運行

外出困難な心身障害者および寝たきり高齢者等の利便と生活圏の拡大を図るため、リフト・寝台付福祉タクシーを運行しています。

対 象

区内に住所のある方で、車いすを利用している方、または寝たきりの状態の方。

利用方法

タクシー会社へ直接予約してください。
申し込みは、利用する日の 1 ヶ月前から受付けます。

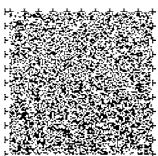
利用申込先

㈱ゆうけあらず 電話：3787-0006 受付時間：午前 8 時～午後 5 時

料 金

迎車料金（初乗り料含む）とタクシーメーター運賃額で利用できます。身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方は呈示により運賃が 1 割引になります。
※乗車時、介護の必要な方は必ず介護人が付き添ってください。

窓口 障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000



自動車燃料費助成

身 知 児

内 容

障害のため歩行困難な方の日常生活のために必要な自動車燃料費を補助する、自動車燃料費助成券を交付します。(月 500 円券 6 枚交付)
品川区内の契約ガソリンスタンドで利用できます。

対 象

- 次のいずれかの障害がある方
- (1) 下肢・体幹機能障害 1～3 級
 - (2) 視覚障害 1・2 級
 - (3) 内部障害 1 級
 - (4) 愛の手帳 1・2 度

● 備考

助成券は、新規申請者（新規手帳取得者および転入者等）については、申請のあった月から交付します。なお、それ以降は、毎年 3 月下旬頃、引き続き対象となる方へ助成券を郵送しますので、改めて申請する必要はありません。※福祉タクシー利用券との選択制です。

- 窓口 ●(申請窓口) 障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000
●(交付窓口) 品川区社会福祉協議会 電話 5718-7171 FAX 5718-7170

有料道路料金

身 知 児

対 象

- (1) 障害者ご本人が運転される場合
→すべての身体障害者の方が対象となります。
- (2) 障害者本人以外の方が運転され、障害者ご本人が同乗される場合
→重度(第 1 種)の身体障害者または重度(第 1 種)の知的障害者の方が対象となります。

対象車両

障害者ご本人、配偶者、同居の親族等が所有する、個人名義の自家用自動車(障害者一人に 1 台) ※乗車定員などの要件があります。法人名義の自動車は対象となりません。

割 引 率

50%割引

手 続 き

以下のものを持って、区役所 障害者支援課窓口まで。

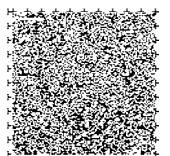
- (1) 障害者手帳
- (2) 自動車検査証(車検証)の原本(コピー不可)
- (3) 運転免許証(本人が運転する場合)
※ ETC を利用する場合は、上記に加えて次のものをお持ちください。
- (4) ETC カード(障害者ご本人名義、ただし障害者ご本人が未成年の場合は親権者名義の ETC カードでも OK)
- (5) 車載器セットアップ証明書(車載器管理番号のわかるもの)

利用方法

証明を受けた障害者手帳を料金所で提示してください。ETC の場合は、登録完了後、ノンストップ走行が可能です。

※割引の証明の有効期間は、最長で 2 年間です。有効期限の 2 ヶ月前から更新可能です。

- 窓口 障害者支援課 障害者支援係 電話 5742-6707 FAX 3775-2000



自動車運転免許取得費の補助 ※必ず教習する前にご相談ください。【地域生活支援】 身 知

対 象

- 18歳以上の障害者で、次のすべてに該当する方
- (1) 運転免許適格審査に合格している方（内部障害の方は必要なし）
 - (2) 身体障害者手帳1～3級の方および愛の手帳の交付を受けている方。ただし、内部障害については4級以上、下肢・体幹機能障害で歩行困難な方は5級まで対象になります。
 - (3) 品川区内に3カ月以上引き続いて住んでいる方
 - (4) 本人の前年の所得税が40万円以下であること
 - (5) 他制度により助成を受けていないこと

内 容

第一種普通免許を取得するため要した経費の2/3までの額で次の額を限度とします。

前年の所得税額	限度額
0円	164,800円
1円～42,000円	144,200円
42,001円～400,000円	123,600円

（限定解除に要する費用は20,600円を限度として実支出額（費用）を補助します。）

窓口 障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000

自動車改造費の助成 ※必ず改造する前に申請してください。【地域生活支援】 身

対 象

- 下記のすべてに該当する方
- (1) 区内に住居を有し、本人または扶養義務者等の前年所得（または所得税額）が、制限額以内であること
 - (2) 上肢・下肢・体幹機能障害で1・2級の障害者手帳の交付を受けていること
 - (3) 自らが所有し運転する自動車であること

内 容

自らが運転するために必要な操向装置および駆動装置の改造に要する経費を助成します。助成限度額は前年所得により、133,900円または66,950円となります。

窓口 障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000

福祉車両の購入・改造費の助成 ※必ず購入・改造前に申請してください。 身

区内在住の車いす使用者が、車いすで乗降をするための改造を施した自動車の購入・改造費用の一部を助成します。

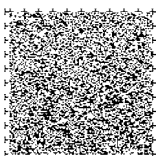
対 象

- (1) 区内に引き続き1年以上住所のある方
- (2) 身体障害者手帳の所持者で常時車いすを使用する方
- (3) 前年の所得が別に定める所得制限基準額以内の方
- (4) 助成金額以上の費用を要する方
- (5) 車検証の車の所有者が本人または同居の親族であるもの

助成金額

- ・車両購入費助成 300,000円
- ・車両改造費助成 150,000円

窓口 障害者支援課 障害給付事務係 電話 5742-7858 FAX 3775-2000



駐車禁止等除外標章の交付

身 知 精 児

対 象

都内に住所を有し、90 ページの表にある障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

申 請 者

都内に住所を有する身体障害者等

※申請者が未成年者または知的障害者、精神障害者の場合や、身体的理由により来署することが困難であると認められる場合は、原則として申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族若しくは姻族を申請代理人とすることができます。

手 続 き

都内の警察署（交通課）に申請してください。

申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳等
- ・住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

※精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳をお持ちの方は、別途必要な書類がありますのでお問い合わせください。

※代理申請の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本等）および申請代理人本人の確認ができる身分証明書を持参してください。

※申請および標章受理時間は、平日8:30～16:30です。（土曜日、日曜日、休日、年末年始の12月29日から1月3日を除きます。）

※車両を変更された時の手続きは不要です。

駐車できる場所

公安委員会の標識等により駐車禁止の規則がある道路の部分および時間制限駐車区間の駐車枠内。

※駐停車禁止、法定駐車禁止場所、駐車方法違反および身体障害者等本人が現に使用中と認められない場合は除外されません。

駐車の方法

運転者が、車両を離れ直ちに運転することができない状態で、駐車（放置駐車となる場合）する場合は、運転者の連絡先または用務先をわかりやすく記載した書面を警察官等が確認できるように標章（東京都公安委員会で発行する駐車禁止除外標章）とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

窓口

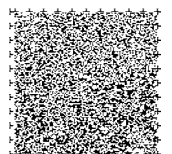
居住地を管轄する警察署

- 品川警察署 電話 3450-0110
- 大井警察署 電話 3778-0110
- 東京湾岸警察署 電話 3570-0110

- 大崎警察署 電話 3494-0110
- 荏原警察署 電話 3781-0110

9

タクシー・自動車



■ 駐車禁止の対象除外となる障害の区分・級

手帳の種類別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1 級から 3 級までの各級または 4 級の 1	
	聴覚障害	2 級または 3 級	
	平衡機能障害	3 級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1 級、2 級の 1 または 2 級の 2
		下肢機能障害	1 級から 4 級までの各級
		体幹機能障害	1 級から 3 級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1 級から 4 級までの各級
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸機能障害、肝臓	1 級または 3 級 (肝臓機能障害は、1 級から 3 級までの各級)	
	免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
(再認定診査が指定されている方は、再認定診査が終了している方)			
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸、肝臓機能障害	特別項症から第 3 項症までの各項症	
	視覚、聴覚、 平衡、体幹機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症	
愛の手帳 (東京都療育手帳)	1 度または 2 度 (3・6・12・18 歳に達したときの更新申請が終了している方)		
精神障害者保健 福祉手帳	1 級 (精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方)		
小児慢性特定疾病 児童手帳	(色素性乾皮症の認定を受けている方)		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害の「1 級、2 級の 1 または 2 級の 2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。左右いずれかの上肢のみに障害のある方は対象とはなりません。

